

衆議院法務委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 5 月 18 日（水）、第 16 回の委員会が開かれました。

- 1 ①刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 57 号）
- ②刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出第 58 号）
- ③刑法等の一部を改正する法律案（米山隆一君外 2 名提出、衆法第 31 号）
 - ・ 山田美樹君外 4 名（自民、立民、維新、公明、国民）提出の①に対する修正案について、提出者伊藤俊輔君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・ 各案、階猛君（立民）提出の①に対する修正案及び山田美樹君外 4 名（自民、立民、維新、公明、国民）提出の①に対する修正案について、古川法務大臣、中西総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・ 各案及び両修正案に対し、階猛君（立民）、守島正君（維新）及び本村伸子君（共産）が討論を行いました。
 - ・ ③について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－立民 反対－自民、維新、公明、国民、共産）
 - ・ ①に対する階猛君（立民）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－立民 反対－自民、維新、公明、国民、共産）
 - ・ ①に対する山田美樹君外 4 名（自民、立民、維新、公明、国民）提出の修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民 反対－共産）
 - ・ ①に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成－自民、維新、公明、国民 反対－立民、共産）
 - ・ ②について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成－自民、維新、公明、国民 反対－立民、共産）
 - ・ ①に対し熊田裕通君外 4 名（自民、立民、維新、公明、国民）から提出された附帯決議について、熊田裕通君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・ 採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民 反対－共産）
（質疑者）鈴木庸介君（立民）、米山隆一君（立民）、前川清成君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

鈴木庸介君（立民）

- (1) 侮辱罪による現行犯逮捕の可否に係る政府統一見解が将来変更される懸念に対する法務大臣の見解
- (2) 侮辱罪の教唆犯及び幫助犯
 - ア 法定刑を引き上げることにより侮辱罪においても教唆犯及び幫助犯が処罰されることの確認
 - イ プロバイダが侮辱罪に当たる書き込みの削除要求を放置した場合、不作為による幫助犯が成立するか否かについての確認
 - ウ 侮辱罪において教唆犯となる事案の確認
- (3) 私人逮捕
 - ア 私人逮捕における警察の対応及び手続の流れ
 - イ 私人逮捕でも検挙として警察の犯罪経歴に残ることの確認
 - ウ 不当な目的による私人逮捕も犯罪経歴として残るのか否かの確認

エ 侮辱罪による私人逮捕は警察の犯罪経歴として残さない運用を検討すべきとの意見に対する警察庁の見解

米山隆一君（立民）

- (1) 侮辱罪による現行犯逮捕について正当行為でないことが明白と言える場合が實際上想定されないとする理由
- (2) 侮辱行為が正当行為となる可能性があることの確認
- (3) 具体的な事例における犯罪の成否
 - ア 奈良漬けを食べて車両等を運転した場合に酒気帯び運転に該当するか否かの確認
 - イ 平成19年4月17日の参議院法務委員会で警察庁が上記アについて同罪に該当しないため処罰していないと答弁したにもかかわらず本委員会で法務省が答弁できないとする理由
 - ウ 上記イの警察庁の答弁は裁判に対して不当な影響を与える極めて不適切な答弁であったのか否かについての法務大臣の見解
- (4) 侮辱罪による処罰範囲
 - ア 侮辱行為における社会的に相当と判断される範囲を具体的に示す必要性についての法務大臣の見解
 - イ 侮辱行為が正当行為に該当するとして処罰されなかった事例を具体的に把握していないにもかかわらず、ほとんどの侮辱行為に正当行為に該当する可能性があるとして法務大臣が答弁している理由
 - ウ 侮辱罪による処罰について法務大臣が一定の基準を示す答弁をしない理由
 - エ 一般的になされている通常の侮辱は社会的相当性を外れない限り処罰の対象とならないことの確認
 - オ 侮辱罪について法務大臣が一定の処罰基準を示す必要性
 - カ 侮辱罪による処罰について法務大臣が一定の基準を示す答弁をしないことにより侮辱罪を恣意的に運用する余地が残るとの指摘に対する法務大臣の見解

前川清成君（維新）

インターネット上の誹謗中傷

- ア 総務省におけるインターネット上の誹謗中傷への対応策
- イ 被害者救済や表現の自由の保障の面から総務省が中心となって更なるインターネット上の誹謗中傷対策を行っていく必要性
- ウ 日本司法支援センターが発信者情報開示の仮処分に対する援助や発信者情報開示請求訴訟における弁護士費用等の立替えを認める資力基準及び立替金の額の確認
- エ 発信者特定のための手続における費用負担の大きさに対して、裁判で認められる損害賠償金が低額であるとの指摘に対する総務副大臣の見解
- オ SNS事業者や通信事業者の拠出による被害者救済や訴訟費用支援のための基金を設ける必要性についての総務副大臣の見解
- カ 簡易で低廉な発信者特定のための手続を設ける必要性についての総務副大臣の見解

鈴木義弘君（国民）

インターネット上の誹謗中傷の解決のための法務省の人権擁護機関による人権相談の活用

- ア 人権擁護機関が受け付けた人権相談の年間件数
- イ インターネット上の誹謗中傷対策として人権擁護機関の調査救済制度の更なる活用の必要性
- ウ 人権擁護機関が行ったインターネット上の誹謗中傷に係る削除要請に応じて削除された割合

- エ 人権擁護委員制度を含めた人権擁護機関の充実を図り削除要請の強化をすることによりインターネット上の誹謗中傷の防止を図る必要性
- オ 人権擁護機関の活用によるインターネット上の誹謗中傷の解決に向けた法務大臣の決意
- カ 人権擁護機関の充実のための人的・物的体制の整備の必要性についての法務大臣の見解
- キ 時代の変化に合わせた人権擁護機関の充実の必要性についての法務大臣の見解

本村伸子君（共産）

（１） 拘禁刑の創設

- ア 国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルールズ）の規定３及び４の内容並びに当該規定が定められた理由
- イ 同基準規則が定められた理由を答弁できない理由
- ウ 同基準規則が定められた理由を正確に把握する必要があるとの考えに対する法務省の見解
- エ 拘禁刑に処せられた者に作業や指導を義務付けていることは同基準規則に反するとの指摘に対する法務大臣の見解
- オ 拘禁刑については、受刑者の自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図るために必要な作業その他処遇の機会を提供するという内容の法改正をすべきとの考えに対する法務大臣の見解
- カ 拘禁刑受刑者からの自身に課せられる作業や指導の必要性についての質問に刑事施設の長が説明する必要性
- キ 拘禁刑受刑者が作業や指導を拒否した場合に懲罰が科せられる場面
- ク 矯正処遇の充実に向けた人的・物的体制整備の必要性についての法務大臣の見解

（２） 旭川刑務所において全ての居室を単独室に変更したことによる受刑者の状況変化